

		自旅第 1 2 9 号
	平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日	
		国自旅第 2 1 9 号
一部改正	平成 1 6 年 3 月 5 日	
		国自旅第 6 1 8 号
一部改正	平成 2 6 年 3 月 2 6 日	
		国自旅第 5 5 号
一部改正	令和 元年 7 月 9 日	
		国自旅第 1 4 8 号
一部改正	令和 5 年 8 月 2 4 日	
		国自旅第 1 7 7 号
一部改正	令和 5 年 1 0 月 1 日	
		国自旅第 3 3 0 号
一部改正	令和 6 年 2 月 2 7 日	
		国自旅第 1 0 9 号
一部改正	令和 7 年 9 月 2 4 日	

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の
処理要領について

平成 2 4 年 4 月に発生した関越自動車道の高速ツアーバス事故を受けて、運賃・料金制度も含めた貸切バスをめぐるビジネス環境の問題点が浮き彫りになったことを踏まえ、これらについて早急に改善を図るべく、国土交通省において平成 2 5 年 4 月に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」においては、一般貸切旅客自動車運送事業のビジネス環境の適正化・改善を図るため、利用者にわかりやすく、安全コストが運賃・料金に反映される新たな制度に移行させることとしたところである。

その後、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」において行った検討結果に基づき、今般、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領を以下のとおり改めるので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日付け自旅第 1 3 2 号「変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲について」は廃止する。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第 1. 運賃・料金の届出に関する手続き

1. 届出書の提出

- (1) 新規許可申請の場合における運賃・料金設定届出書については、許可の申請と同時に提出させることができる。また、同時に提出した場合は、設定届出の実施予定日は「許可を受けた日」と記載するものとする。
- (2) 運賃・料金設定届出の場合における運賃・料金の適用方法については、以下によることとする。
 - ① 標準適用方法によらない運賃・料金及びこれらに対する割引・割増を設定する場合においては、具体的な適用方法を明記するものとする。
 - ② 標準適用方法に記載された運賃・料金の適用について、時間や距離の区分に係る新たな設定を行う場合は、その設定が運送の態様に応じたものであり、利用者にとってわかりやすいものとする。
- (3) 営業区域の拡大に伴う事業計画の変更認可申請の場合における運賃・料金設定届出書については、事業計画の変更認可申請と同時に提出させることとし、設定届出の実施予定日は「認可を受けた日」と記載するものとする。

2. 届出書の受付

運輸支局長（兵庫県にあつては神戸運輸監理部長、沖縄県にあつては陸運事務所長。以下同じ。）は、運賃・料金設定（変更）届出書が提出された場合、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第 10 条の 2 第 1 項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出書を受け付けること。

3. 届出書の進達

運輸支局長は、運賃・料金の届出書を受け付けた場合、速やかに地方運輸局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）あて進達すること。

4. 届出件数の報告

地方運輸局長は、運賃・料金の届出件数及び変更命令件数について、前年度分を 4 月末日までに物流・自動車局長あて報告すること。

第 2. 運賃・料金の変更命令の処理要領

1. 変更命令の検討を必要としない届出

- (1) 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次のいずれかに該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。
 - ① 運賃・料金の下限額が、別紙 1 「一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を必要としない運賃・料金の額の設定要領」に基づいて地方運輸局長が地域の経済情勢や一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「事業者」

という。)の経営状況を勘案して定め公示する基準額(2.の調査要領に従って調査を行うにあたり、変更命令の検討を要するか否かについて判断する際の基準となる額。以下同じ。)以上であって、運賃・料金の適用方法(車種区分、運賃の計算、料金の種類及び適用方法を定めているもの。以下同じ。)が、国土交通大臣が事業実態を勘案して定める別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであること。

- ② 地方運輸局長が地域の事情を勘案して、①の別紙1に基づき地方運輸局長が定める基準額を適用することが適当ではないとして公示したものであること。

- (2) (1)に該当する変更命令の検討を必要としない届出については、施行規則第10条の2第2項の規定を適用して、あらかじめ届け出れば良いものとする。

2. 変更命令を行うか否かについての調査要領

- (1) 運賃・料金が、上記1.の基準に従い、変更命令の検討を要すると判断された場合は、道路運送法(以下「法」という。)第9条の2第2項において準用する法第9条第7項各号に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求めることとする。

この場合、原価計算書等については、別紙3の「一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領」に基づいて作成させることとする。

- (2) 運賃・料金の適用方法が、1.(1)①にて国土交通大臣が定める標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項において準用する法第9条第7項各号に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求めることとする。

3. 運賃・料金の変更命令を発する基準

- (1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

① 法第9条第7項第1号に該当する場合

- ・物価変動の状況や他の公共交通機関の運賃水準等の社会的経済的状況を勘案し、著しく高い又は著しく低い不適切な運賃・料金設定であると認められるもの(輸送の安全を確保するために必要と考える経費を賄うことができないと判断されるものを含む。)

② 法第9条第7項第2号に該当する場合

- ・一見客や近距離輸送の利用者に不当に割高となるような運賃の設定等特定の旅客に対して差別的な取扱いを行うもの。

③ 法第9条第7項第3号に該当する場合

- ・競合する他事業者を撤退させることを目的とした不当なダンピングを行うもの。

- (2) 変更命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。

- (3) 変更命令は、(1)の変更命令の対象事例を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。
- (4) 既に実施している運賃に対し変更命令を発する場合においては、変更命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して、変更すべきことを命ずるものとする。

第3. その他

当該事務を処理する上で、事業者に対し示している変更命令を必要としない基準額及び標準適用方については、あくまでも事務処理上の基準として設定しているものであり、それ以外の運賃・料金の設定(変更)を否定するものではないことに十分留意すること。

附 則 (平成26年 3月26日国自旅第618号)

- 1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。
- 3 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 (令和元年 7月 9日国自旅第55号)

本処理要領は、令和元年8月1日より施行する。

附 則 (令和5年 8月24日国自旅第148号)

- 1 本処理要領は、令和5年8月25日より施行する。
- 2 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。
- 3 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 (令和5年10月1日国自旅第177号)

本処理要領は、令和5年10月1日より施行する。

附 則 (令和6年2月27日国自旅第330号)

- 1 本処理要領は、令和6年3月1日より施行する。
- 2 ただし、施行日以降であっても、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の運賃・料金を適用するものとする。
- 3 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金を適用することができる。
- 4 従前の車種区分による運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運

輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 （令和7年9月24日国自旅第109号）

- 1 本処理要領は、令和7年9月26日より施行する。
- 2 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金を適用することができる。
- 3 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を必要としない
運賃・料金の額の設定要領

第 1. 基準額の設定及び公示

地方運輸局長は、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の額について、当該地域内の経済状況及び事業者経営状況を勘案した額を算出し、これを 10 円単位に四捨五入したものを変更命令の検討を必要としない運賃・料金の基準額として設定し、公示することとする。

第 2. 変更命令の検討の対象となる運賃・料金の考え方

事業者が届出を行う運賃・料金の下限額に、当該事業者が適用方法にて設定している割引を適用した運賃・料金を対象とする。

第 3. 運賃・料金の設定方法

- 1 運賃は、時間制とキロ制に区分した上で 1 時間あたり及び 1 キロあたりとして設定することとする。
- 2 交替運転者配置料金は、時間制とキロ制に区分した上で、1 時間あたり及び 1 キロあたりとして設定することとする。
- 3 深夜早朝運行料金及び特殊車両割増料金は、割増率を設定することとする。

第 4. 運賃・料金の見直し

- 1 事業者の創意による新たな運賃・料金の届出も想定されることから、当該運賃・料金については、当該地域の市場動向等を勘案し、全国的に考え方を統一したうえで、必要に応じて追加公示を行うこととする。
- 2 本通知適用後において、経済状況の変化又は新たに適用された届出運賃による経営状況、当該地域の市場動向等を踏まえ、原則として 2 年毎に運賃・料金の額及び割増率等についての見直しを行うこととする。なお、見直しを行うために必要十分な算定基礎が得られなかった場合は、見直しを行わないこととする。

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第 1. 車種区分

大型車、中型車、小型車、コミューター車の 4 区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車……………車両の長さ 9 メートル以上又は旅客席数 50 人以上

中型車……………大型車、小型車、コミューター車以外のもの

小型車……………車両の長さ 6 メートル以上 8 メートル以下で、
かつ旅客席数 33 人以下

コミューター車…車両の長さ 6 メートル未満で、かつ旅客席数 14 人以下

第 2. 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

- ① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1 時間ずつ合計 2 時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に 1 時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が 3 時間未満の場合は、走行時間を 3 時間として計算した額とする。

- ② 2 日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の 1 時間ずつを点呼点検時間とする。

- ③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は 8 時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に 1 キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

(3) 運賃計算の基本

- ① 運賃は、車種別に計算した下限額以上とする。

- ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

3. 運賃の割引

- (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を

限度とする。

- (2) 学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (3) 2以上の割引条件に該当する場合は最も大きい割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

第3. 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

2. 料金の適用

(1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割の割増を適用する。

(2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

(3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金下限額以上で計算した額を適用する。

なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用するものとする。

第4. 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

第5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。
- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について

第 1. 原価計算期間及び運賃・料金の算定

1. 運賃・料金設定の場合

原価計算期間は、原則として次の 2 年度とする。

事業開始年度……事業を開始しようとする日の属する年度

翌年度……事業開始年度の翌年度 1 年間で運賃・料金の算定の
ための年度

2. 運賃・料金変更の場合

原価計算期間は、原則として次の年度とする。

実績年度……直近の実績事業年度 1 年間

第 2. 原価計算方法

1. 基礎数値の算出

(1) 運賃・料金設定の場合

事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により、事業開始年度及び
翌年度について算出する。

(2) 運賃・料金変更の場合

実績年度の数値を記載する。

2. 原価の算出

(1) 原価の範囲

原価は、一般貸切旅客自動車運送事業の営業費用（人件費、燃料油脂費、
車両修繕費、車両減価償却費、施設賦課税、保険料、手数料等、その他経
費及び一般管理費をいう。以下同じ。）、営業外費用、適正利潤を合計し
た額とする。

(2) 平均給与月額及び支給延人数

運転者その他の職種に分けた平均給与月額及び支給延人員

(3) 車両数の算定

延実在車両数（日車）

延実動車両数（日車）

(4) 平均車両使用年数

車種区分別の平均使用年数

(5) 営業収入の算定

営業収入＝運送収入＋運送雑収

(6) 実働日車あたり営業収入の算定

(7) 総走行キロメートル及び実車走行キロの算定

(8) 総乗務時間の算定

- ・出庫から帰庫までの乗務時間実績(交替運転手が同乗している場合は、同乗時間を含む。)に、出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間を運行毎に合算する。
- ・日帰り運行における休憩時間は乗務時間に含む。
- ・宿泊を伴う運行は、宿泊場所到着後1時間、宿泊場所出発前1時間を乗務時間に加える。なお、宿泊場所の滞在時間は除く。

(9) 一般貸切旅客自動運送事業の資本報酬の算定

第3. 収入の算出

収入は、運送収入、運送雑収及び営業外収入の合計額とする。運賃・料金設定の場合における事業開始年度及び翌年度については、事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により算出する。

第4. 原価計算書等の様式

別添様式1～3を例示する。